

資源循環型里山林整備事業
実 施 要 領

令和6年5月

三田市 産業振興部

里山保全課

資源循環型里山林整備事業実施要領

1 事業の目的

薪や炭などを採取する場として利用されてきた里山が、生活様式の変化等により利用されなくなり、里山が放置された結果、周辺の住環境や景観、動植物の生息環境に悪影響を及ぼしています。市では、木竹材などの自然の恵みが持続的に循環して維持・形成されてきた里山の再生をめざすため、資源循環型里山整備事業として、里山林整備と整備で伐採した木竹の循環利用に取り組む方を支援する補助事業を実施します。

2 補助対象事業

市内の里山林を整備し、伐採した木竹を利用した製品の開発、製造及びその販売、普及啓発の取り組みとします。

(注) (1)、(2)いずれかのみの実施では補助対象となりません。

(1) 里山林整備事業

- ・市内の里山林を合計500㎡以上整備する。
- ・対象となる里山林は、1㎡あたり概ね5本以上の竹が生えている竹林又は概ね過去5年以上整備の行われていない里山林とします。
- ・里山林は多様な動植物が育つ明るい環境とするため、主に下草刈りや中低木の伐採などの整備、竹林の整備は竹の健全な発育を助けるため、概ね1.5㎡から2㎡に1本となるよう間伐を実施します。
- ・伐採した木竹のうち、循環利用事業に利用しない木竹は景観等に配慮し一定範囲に集積するか、里山林から持ち出して処分します。

(2) 循環利用事業

- ・里山林整備事業で伐採した木竹を循環資源として利用する製品の開発、製造を行うとともに、木竹の継続的な利用や利用の拡大を図るため、その販売、普及啓発を実施します。

3 補助対象者

里山林整備事業により伐採した木竹を循環資源として利用する者又は団体

4 補助対象経費

対象となる経費は、里山林の整備に係る経費及び木竹を循環資源として利用する

製品の開発、製造、その販売、普及啓発に係る経費のうち、事業に直接関与する者の人件費、交通費、事務用品費、燃料費、運搬費、委託費、機材等の借上料などが対象となります。

また、循環利用事業に利用しない木竹を、里山林整備後の里山林を良好な状態に保つことを目的として、獣害柵や土止柵の作製に活用したり、木竹をチップ化し防草目的で散布したりする取り組みを実施する場合は、その取り組みに係る経費についても補助金の対象経費に含みます。

※詳しくは、交付要綱第3条及び別表第3をご確認ください。

【補助対象経費に係る留意点】

※補助対象事業は、令和7年3月7日（金）までに、里山林整備事業を完了し、循環利用事業において製造した製品の販売、普及啓発ができたものに限ります。

※事業完了後、補助事業実績報告書（三田市補助金等交付規則第11条関係様式第6号）に事業実施状況が確認できる書類及び写真等（要綱第8条(1)～(6)の書類を添えて、令和7年3月14日（金）までに提出してください。

5 補助率・補助上限額

補助率	補助上限額
1 / 2	300万円（※）

※当該補助事業の全体予算額

6 補助対象者の募集（補助金等交付申請書の受付）

(1) 受付期間 令和6年5月1日（水）から令和6年9月30日（月）まで

※17時30分まで（里山保全課の窓口に提出）

※上記の受付開始日から順次受付し、全体予算に達した時点で受付を終了します。

(2) 申請方法

次の書類を三田市産業振興部 里山保全課（市役所本庁舎5階）窓口に持参し申請してください。

申請書類一覧

書類名		備考
1	補助金等交付申請書	(様式第1号) 三田市補助金等交付規則第4条関係様式
2	資源循環型里山林整備事業計画書	(様式第1号) 要綱様式 里山林整備事業の実施予定地・予定面積、循環利用事業の詳細、事業の将来目標などについて記載してください。
3	土地の使用承諾書の写し	(様式第2号) 要綱様式 自己所有地以外で里山林整備事業を実施する場合は、土地所有者から使用に係る承諾を得てください。
4	収支予算書	(様式第3号) 要綱様式 それぞれの科目ごとに、その積算基礎を明らかにし別紙として添付してください。
5	誓約書	(様式第4号) 要綱様式
6	その他添付書類	<p>【事業予定地に関する書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業予定地の位置図 (事業予定地の範囲、寸法、面積を記載) ・事業実施前の写真 <p>事業計画の内容に応じて、その他書類の提出を求められることがあります。</p>

※提出書類は、三田市ホームページからダウンロードしてください。

(3) 資源循環型里山林整備事業計画書（様式第1号）の記載について

① 里山林整備事業の実施予定面積・実施予定地

- ・里山林整備事業の実施予定面積は500㎡以上とし、複数の里山林の合計面積も可とします。
- ・自己所有地以外で里山林整備事業を実施する場合は、土地所有者から使用に係る承諾を得てください。

※「土地の使用承諾書」（様式第2号）を添付してください。

② 循環利用事業に利用しない木竹を里山林の良好な管理を目的として有効活用する取り組み

- ・循環利用事業に利用しない木竹を、里山林整備後の里山林を良好な状態に保つことを目的として、獣害柵や土止柵の作製資材として活用したり、木竹をチップ化し防草目的で散布したりする取り組みを実施する場合は、その取り組み方法を記載してください。

③循環利用事業の詳細

- ・循環利用事業の内容（製品開発、製造、その販売、普及啓発の手法など）、製造に使用する木竹の予定量、製品の製造予定量などを記載してください。
- ・複数の取り組みを実施することも可能です。

③ 事業の将来目標

- ・補助事業終了後の木竹の循環利用の継続、普及拡大の方法について記載してください。

【問い合わせ及び各書類の提出先】

三田市 産業振興部 里山保全課

TEL 079-559-5226